

区長報告第十二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十九日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和六年十月十日議決を得た工事請負契約（東麻布一・二丁目地区電線共同溝整備工事）の契約金額「五億八百二十万円」を「五億千七十三万四千五十九円」に変更する。